

IACT 仲裁規則

2018. 9. 1

(日本語仮訳)

第1章 基本規則

第1条 適用範囲

1. 当事者が一定の法律関係（契約に基づくものであるか否かを問わない。）に関する紛争の解決を IACT 仲裁規則に基づく仲裁に委ねると合意したときは、当該紛争は、本規則（当事者の合意による修正を含む。）に従い解決されるものとする。
2. 本規則は、当事者が逸脱することができない仲裁の準拠法の規定と抵触し、かつ、当該規定が本規則を優越する場合を除き、仲裁に適用される。

第2条 通知及び期間の計算

1. 通知（通知書、連絡又は提案書を含む。）は、送信記録が残るかそれを可能とする通信手段により行うことができる。
2. 一方の当事者により宛先が特に前項の目的で指定された場合又は仲裁廷により許可された場合、通知は当該宛先に送付された時に受領されたものとみなす。ファクシミリやEメールなどの電子的手段による送信は、上記指定又は許可に係る宛先に限って行うことができる。
3. 前項の指定又は許可がない場合には、通知は、
 - (a) 名宛人に物理的に配達された場合は受領されたものとし、又は、
 - (b) 名宛人の事業所、常居所又は郵便宛先に配達された場合は、受領されたものとみなす。
4. 合理的な努力をしたにもかかわらず、第2項又は前項の規定通りに配達されなかった場合には、通知は、名宛人の最後の知れたる事業所、常居所又は郵便宛先に、書留郵便又は配達記録若しくは配達をしようとした記録を残す他の手段により発送された時に受領されたものとみなす。
5. 通知は、第2項から前項までの規定通りに配達された日又は前項の規定通りに配達を試みられた日に受領されたものとみなす。電子的手段により送信された通知は、仲裁の通知が名宛人の電子アドレスに到達した日に受領されたものとみなされる場合を除き、送信された日に受領されたものとみなす。
6. 本規則に基づく期間を計算する場合、期間は通知が受領された翌日に開始する。当該期間の最終日が名宛人の常居所又は事業所の所在地で公休日又は非営業日であるときは、期間は、その翌営業日に満了する。期間中の公休日及び非営業日は、期間の計算に算入される。

第3条 仲裁申立書

1. 仲裁の申立てをする1又は複数の当事者（以下「仲裁申立人」という。）は、IACT事務局（info@iactokyo.com）及び1又は複数の相手方当事者（以下「仲裁被申立人」という。）に対し、仲裁申立書を送付しなければならない。
2. 仲裁手続は、仲裁申立書が仲裁被申立人により受領された日に開始したものとみなす。
3. 仲裁申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (a) 紛争を仲裁に付する旨の要請
 - (b) 各当事者の氏名・名称及び連絡先
 - (c) 申立ての根拠となる仲裁合意の特定（あれば）
 - (d) 紛争が生じた又は関連する契約書、特許その他の法的文書の特定。そのような契約書又は文書が存在しない場合は、関連する関係の簡単な説明
 - (e) 請求の簡単な説明。特許事件の場合、当事者間に別段の合意がない限り、技術的な問題が争われている事件の説明には、仲裁申立人が主張する侵害論を記載した詳細な予備的クレームチャートが含まれていなければならない。クレームチャートは、別途、FTPサイトその他安全な方法によりIACT事務局に提出しなくてはならない。
 - (f) 請求額の表示（あれば）
 - (g) 求める救済又は救済策
 - (h) 当事者間に事前の合意がない場合は、仲裁人の数、準拠法、言語及び仲裁地についての提案
4. 仲裁申立書には、次に掲げる事項を記載することもできる。
 - (a) 第6条第1項に記載の選任機関の指定の提案
 - (b) 第8条第1項に記載の単独仲裁人の選任の提案
 - (c) 第9条又は第10条に記載の仲裁人の選任の通知
5. 仲裁廷の構成は、仲裁申立書の不備に関する争いより妨げられず、当該争いは、最終的に仲裁廷により解決されるものとする。

第4条 仲裁申立書に対する回答

1. 仲裁被申立人は、仲裁申立書の受領後21日以内に、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書に対する回答書を仲裁申立人及びIACT事務局（info@iactokyo.com）に送付しなければならない。
 - (a) 各仲裁被申立人の氏名・名称及び連絡先
 - (b) 第3条第3項(c)から(h)までの規定に従い仲裁申立書に記載された情報に対する回答
2. 仲裁申立書に対する回答書には、次に掲げる事項を記載することもできる。
 - (a) 本規則に基づいて構成される仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の申立て

- (b) 第 6 条第 1 項に記載の選任機関の指定の提案
 - (c) 第 8 条第 1 項に記載の単独仲裁人の選任の提案
 - (d) 第 9 条又は第 10 条に記載の仲裁人の選任の通知
 - (e) 反対請求，抗弁又は相殺の抗弁の簡単な説明（あれば）。特許事件の場合，当事者間に別段の合意がない限り，技術的な問題が争われている事件の説明には，仲裁被申立人が主張する侵害論，非侵害論及び無効性論を記載した詳細な予備的クレームチャートが含まれていなければならない。クレームチャートは，別途，FTP サイトその他安全な方法により IACT 事務局に提出しなくてはならない。
 - (f) 請求額の表示，求める救済又は救済策
 - (g) 仲裁被申立人が仲裁申立人以外の仲裁合意の当事者に対する請求を定立する場合は，第 3 条の規定に従った仲裁申立書
3. 仲裁廷の構成は，仲裁申立書に対する回答書の不送付又は仲裁申立書に対する回答の不備又は遅延に関する争いにより妨げられず，当該争いは，最終的に仲裁廷により解決されるものとする。

第 5 条 代理及び補佐

各当事者は，代理人又は補佐人を選任することができる。代理人又は補佐人の氏名及び住所は，当事者各位及び仲裁廷に通知されなければならない。当該通知には，選任の目的（代理又は補佐）を明記しなければならない。ある者が当事者の代理人として行為をするときは，仲裁廷は，職権で又はいずれかの当事者の申立てにより，いつでも，仲裁廷が決定する方式で代理人に付与された権限の証明を求めることができる。仲裁手続の進行中の代理人の変更は，遅滞なく，他のすべての当事者，仲裁人及び IACT 事務局に通知されなければならない。

第 6 条 選任機関

1. 選任機関は，IACT 理事会によって案件ごとに設置される。正当な理由がある場合を除き，選任機関には，米国，韓国，中国，日本及び欧州それぞれの代表 1 名が含まなければならない。理事会又は選任機関の構成員が特定の事件において実際の又は潜在的な利益相反を有する場合，当該構成員は，当該案件での自身の職務を棄権し，当該職務は中立的かつ有能な者が代わって行うものとする。
2. 選任機関は，本規則に基づく職務を遂行するに当たり，当事者及び仲裁人に対し選任機関が必要と考える情報を求めることができ，当事者（及び必要に応じて仲裁人）に対しそれぞれが適当と認める方法により意見を表明する機会を与えなければならない。選任機関との上記やりとりは，送信者によって他の全当事者及び IACT 事務局にも提供されなければならない。

3. 選任機関が第 8 条, 第 9 条, 第 10 条又は第 14 条の規定により仲裁人を選任しよう要請を受けたときは, 要請をした当事者は, 選任機関に対し, 仲裁申立書の写し及び仲裁申立書に対する回答書(あれば)を送付しなければならない。
4. 選任機関は, 独立かつ公平な仲裁人を確実に選任できるよう配慮するとともに, 当事者の国籍とは異なる国籍を有する仲裁人を選任することの妥当性も考慮しなければならない。

第 2 章 仲裁人

第 7 条 仲裁人の数

1. 当事者が仲裁被申立人による仲裁申立書の受領後 21 日以内に仲裁人の数を 1 名とすることに合意しなかった場合は, その後第 9 条に定める手順に従い 3 名の仲裁人が選任されるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず, 前項の期間内に仲裁人の数を 1 名とするとの当事者の申込みに他の当事者が返答せず, 該当する 1 又は複数の当事者が第 9 条又は第 10 条に従い第 2 の仲裁人を選任しない場合, 選任機関は, 事件に関する事情を考慮して適当であると認められるときは, 1 当事者の申立てにより第 8 条第 2 項の規定に従い, 単独仲裁人を選任することができる。

仲裁人の選任

第 8 条

1. 当事者が単独仲裁人とすることに合意したものの, 1 当事者による単独仲裁人の選任を求める提案を他の全当事者が受領してから 21 日以内に仲裁人の選任について合意が成立しなかった場合, 21 日の期間経過後速やかに選任機関が仲裁人を選任するものとする。
2. 選任機関は, できるだけ速やかに, 選任機関の構成員の多数決により仲裁人を選任するものとする。仲裁人の選任に当たり, 選任機関は下記の名簿に基づく選任手続を利用する。ただし, 当事者間で名簿に基づく選任手続を利用しないことに合意しているとき, 又は, 選任機関の裁量により当該事件において名簿に基づく選任手続が適切でないと判断したときは, この限りでない。
 - (a) 選任機関は, 各当事者に対し, 3 名以上の仲裁人候補者の氏名を記載した同一の名簿を送付しなければならない。
 - (b) 上記(a)の名簿の受領後 7 日以内に, 各当事者は選任に反対する仲裁人候補者の氏名を消去し, 消去しない仲裁人候補者に優先順位を付した上で, 選任機関に上記名簿を返却することができる。
 - (c) 上記(b)の期間経過後, 選任機関は当事者から返却された名簿において消去されなかった仲裁人候補者の中から当事者が付した優先順位に従い, 単独仲

裁人を選任しなければならない。

- (d) 何らかの理由により、この手続による選任ができなかったときは、選任機関はその裁量により、選任機関の構成員の多数決で単独仲裁人を速やかに選任することができる。

第 9 条

1. 3 名の仲裁人を選任するときは、各当事者は、1 名の仲裁人を速やかに選任しなければならない。各当事者により選任された 2 名の仲裁人は、首席仲裁人を務めることになる第 3 の仲裁人を選任するものとする。
2. 一方の当事者が仲裁人を選任し、他方当事者がその通知を受けてから 21 日以内に一方の当事者に仲裁人の選任を通知しなかったときは、一方の当事者は当該期間の経過後速やかに第 2 の仲裁人の選任を選任機関に求めることができる。
3. 第 2 の仲裁人の選任後 21 日以内に首席仲裁人の選任について 2 名の仲裁人の合意が成立しなかったときは、仲裁機関が第 8 条の規定による単独仲裁人の選任方法と同一の方法により首席仲裁人を選任するものとする。

第 10 条

1. 前条第 1 項において、3 名の仲裁人を選任する場合であり、かつ、仲裁申立人又は仲裁被申立人として複数の当事者がいるとき、当事者が他の選任方法に合意していない限り、複数の仲裁申立人又は仲裁被申立人は共同して 1 名の仲裁人を選任するものとする。
2. 当事者が仲裁廷の構成人数を 1 名又は 3 名以外とすることに合意したときは、仲裁人は当事者が合意する方法により選任される。
3. 本規則の下で仲裁廷を設置することができなかったときは、いずれかの当事者の要請により、選任機関が多数決により仲裁廷を設置するものとする。この場合、既になされた仲裁人の選任を取り消し、新たに仲裁人を選任又は再選任し、そのうちの 1 名を首席仲裁人と指名することができる。

仲裁人の開示及び忌避

第 11 条

仲裁人への就任の依頼を受けた者は、自己の公平性又は独立性に正当な疑いを生じさせるおそれのある事情を開示しなければならない。仲裁人は、選任された時から仲裁手続の進行中、当事者、他の仲裁人及び IACT 事務局に対し、該当する事情（既に関示したものを除く。）を遅滞なく開示しなければならない。上記のような事情がない場合、各仲裁人は、仲裁手続中の各月の末日までに IACT に対し該当する事情がないことを証明しなければならない。

第 12 条

1. 仲裁人の公平性又は独立性に正当な疑いを生じさせる事情があるときは、仲裁人を忌避することができる。
2. 仲裁人を選任した当事者は、当該選任後に知った事情を理由とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができる。
3. 仲裁人がその任務の遂行を怠った場合、又は、仲裁人が法律上又は事実上その任務の遂行が不可能な場合は、第 13 条の仲裁人の忌避の手續が適用されるものとする。

第 13 条

1. 仲裁人を忌避しようとする当事者は、当該仲裁人の選任の通知後 14 日以内又は第 11 条及び第 12 条に規定する事情を知った後 14 日以内に、忌避の通知書を送付しなければならない。
2. 忌避の通知は、他の全当事者、忌避の対象である仲裁人、他の仲裁人及び IACT 事務局に送付されなければならない。忌避の通知書には、忌避の理由を記載しなければならない。
3. ある当事者が仲裁人を忌避したとき、全当事者は当該忌避に同意することができる。当該仲裁人も、忌避をされた後、辞任することができる。いずれの場合も、当該忌避の理由の正当性の承認を意味しない。
4. 忌避の通知日から 14 日以内に、すべての当事者が当該忌避に同意しないとき、又は、忌避対象の仲裁人が辞任しないとき、忌避をした当事者は忌避を申立てることができる。その場合には、当該当事者は、忌避の通知日から 21 日以内に、選任機関に対し、当該忌避についての決定を申し立てなければならない。

第 14 条 仲裁人の交代

1. 第 2 項を条件として、仲裁人が仲裁手續の進行中に交代する場合、後任の仲裁人の選任の方法は、前任の仲裁人の選任または選択に適用された第 8 条から第 11 条に定める手續による。この手續は、前任の仲裁人を選任する過程において、当事者が仲裁人を選任する権利又は選任に参加する権利を行使しなかったとしても、適用されるものとする。
2. 当事者の申立てにより、選任機関が事件の例外的な事情を考慮して当事者が後任の仲裁人を選任する権利を剥奪されることが正当であると判断した場合は、選任機関は、当事者及び他の仲裁人に意見を表明する機会を与えた上で、(a)多数決により後任の仲裁人を選任すること、又は、(b)審問の終了後、他の仲裁人が仲裁手續をし、決定又は仲裁判断をすることを許可することができる。

る。

第 15 条 仲裁人交代の場合における審問の反復

仲裁人が交代したときは、仲裁手続は、前任の仲裁人が職務の遂行を終了した段階から再開されるものとする。ただし、仲裁廷が別段の決定をしたときはこの限りでない。

第 16 条 免責

1. 仲裁人、選任機関、上級委員会、仲裁廷又は IACT により選任された者（IACT の理事会、事務局員、法務書記、技術補助者、理事、役員及び従業員を含む。）は、IACT が管理する仲裁に関する過失、作為又は不作為についていかなる責任も負わないものとする。
2. IACT（仲裁人、選任機関、上級委員会、並びに仲裁廷及び IACT により選任された者（IACT の理事会、事務局員、法務書記、技術補助者、理事、役員及び従業員を含む。）を含む。）は、IACT が管理する仲裁に関する声明を行う義務を一切負わないものとする。当事者は、仲裁人、選任機関、上級委員会又は IACT により選任された者（IACT の事務局員、専門家、理事、役員及び従業員を含む。）に対し、IACT が管理する仲裁に関する法的手続の証人となることを求めないものとする。

仲裁廷の補助

第 17 条

1. 仲裁廷は、審理中の事件の技術的な問題について仲裁廷を補助するため、中立であり、資格を有し、当該事件に関連する技術分野に精通する 1 名以上の技術補助者を選任することについて、当事者の同意を求めることができる。仲裁廷が上記同意を求める場合には、仲裁廷は、当事者に対し、技術補助者の候補者の氏名及び資格証明を提供するとともに、候補者が署名した中立性の証明書を提供しなければならない。
2. 当事者が仲裁廷の求めに同意したときは、仲裁廷は、技術補助者が仲裁廷を補助する方法（書面による報告、口頭による説明その他の方法）を事件の状況により判断して決定することができる。
3. 仲裁廷と技術補助者との間の全ての通信は、当事者による精査及び所見の対象となる。
4. 技術補助者の指名及び同意の後、当事者は、同意後に当事者が知った理由に基づくものである場合に限り、専門家の資格、公平性又は独立性に対する異議を唱えることができる。仲裁廷は、措置をとる場合、速やかに決定しなければならない。

5. 技術補助者の指名及び同意に関する仲裁廷と当事者間の全ての通信は、IACT 事務局にも提供しなければならない。

第 18 条

仲裁廷は、中立であり、資格を有し、審理中の事件の争点に精通する 1 名以上の法務書記を選任することについて、当事者の同意を求めることができる。なお、法務書記はリーガルリサーチ及び文書作成について仲裁廷を補助するが、審議又は意思決定について補助することはない。仲裁廷が上記同意を求める場合には、仲裁廷は、当事者に対し、法務書記の候補者の氏名及び資格証明を提供するとともに、候補者が署名した中立性の証明書を提供しなければならない。

第 3 章 仲裁手続

第 19 条 総則

1. 当事者間に別段の合意がない限り、当事者、仲裁人、選任機関、上級委員会、及び IACT により選任された者（事務局員及び専門家を含む。）は、手続及び仲裁判断に関する全ての事項を常に秘密として扱わなければならない。上記事項には、手続の存在、仲裁手続における主張、証拠その他の資料、手続において当事者以外の者が提出した書類及び手続の結果としての仲裁判断を含むが、その他の公知の事項は除く。当事者が本項の規定に違反したときは、仲裁廷は、制裁又は費用についての決定又は仲裁判断を発することを含め、適切な措置を講じる権限を有する。
2. 仲裁に関する資料は、原則として、安全なファイル転送プロトコル（FTP）サイト又は info@iactokyo.com（データが 5 MB 未満の場合）を使用して IACT に提出しなければならない。FTP サイトを利用する場合、提出する当事者は、IACT 事務局（info@iactokyo.com 宛ての電子メール）に対し、FTP サイトへのアクセス方法と FTP サイトで資料が入手可能になる期間を知らせなくてはならない。IACT は、アクセス制限により保護されたサーバー内に全ての提出ファイルを維持しなければならない。
3. 本規則に従い、仲裁廷は、当事者が平等に取り扱われ、手続の適切な段階で各当事者が事件についての主張を行う相当な機会が与えられることを条件として、仲裁廷が適当と考える方法により仲裁を行うことができる。仲裁廷は、裁量権の行使に当たり、不必要な遅延と費用を回避し、当事者の紛争を解決するために公平で効率的な進行を図るよう手続を行わなければならない。
4. 仲裁廷は、仲裁廷の設置後できるだけ早く、かつ当事者の意見を求めた上で、仲裁の暫定的な予定を定めなければならない。暫定的な予定では、正当な理由がある場合を除き、仲裁廷の設置後 12 か月以内に判断を下すものとする。仲裁廷は、正当な理由を提示した上で又は当事者の合意がある場合には、予

定を延長又は短縮することができる。

5. 仲裁廷は、手続の適切な段階で、当事者が求めるときは、専門家証人を含む証人による証言又は口頭弁論のために、審問を開催しなければならない。そのような求めがない場合には、仲裁廷は、審問を開催するか、書面その他の資料に基づく手続を実施するかを決定しなければならない。
6. 当事者は、仲裁廷に対する全ての通信内容を、他の当事者に対しても送付しなければならない。当該送付は、準拠法により仲裁廷が別段の許可をした場合を除き、同時に行うものとする。
7. 仲裁廷は、当事者の申立てにより、仲裁合意の当事者であることを条件として、1又は複数の第三者を当事者として仲裁に参加することを許可することができる。ただし、仲裁廷が、上記第三者を含む全ての当事者に意見を述べる機会を与えた上で、上記第三者の参加によりいずれかの当事者が損害を受けると認めた場合は、この限りでない。仲裁廷は、仲裁に関与するいずれの当事者についても、1又は複数の仲裁判断を下すことができる。

第20条 仲裁地

1. 当事者間に仲裁地について合意がないときは、仲裁廷が、紛争に関する事情を考慮して仲裁地を定める。仲裁判断は、仲裁地で行われたとみなす。
2. 仲裁廷は、審議のために適当と認めるいかなる場所においても、手続を行うことができる。当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、審問を含む他の目的のために適当と認めるいかなる場所においても、手続を行うことができる。

第21条 言語

1. 当事者の同意に従うことを条件に、仲裁廷は、その設置後速やかに手続において使用される1又は複数の言語を決定しなければならない。手続の標準言語は英語とする。仲裁廷の言語決定は、申立書、答弁書その他の全ての文書及び口頭審理が実施されるときは当該口頭審理において使用される1又は複数の言語に適用されるものとする。
2. 仲裁廷は、申立書又は答弁書に添付された全ての文書、手続の経過中に提出された補足書類又は証拠物件について、当事者間の合意又は仲裁廷により決定された言語による翻訳文を添付することを命ずることができる。

第22条 申立書

1. 仲裁申立人は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁被申立人及び各仲裁人に対し、申立書を送付しなければならない。仲裁申立人は、第3条の仲裁申立書が下記第2項から第4項までに規定する要件を備える場合には、当該仲裁申立書

を申立書として取り扱うことを選択することができる。

2. 申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (a) 当事者の氏名及び連絡先
 - (b) 請求の根拠となる事実の記載
 - (c) 争点
 - (d) 求める救済又は救済策
 - (e) 請求の根拠となる法的根拠又は法的見解
 - (f) 仲裁申立人が請求を立証するために必要な、仲裁被申立人から開示を受けようとしている書類のリスト
3. 申立書には、紛争が生じた又は関連する契約書その他の法的文書及び仲裁合意書の写しを添付しなければならない。
4. 申立書には、可能な限り、仲裁申立人の依拠する全ての文書その他の証拠が添付され、又は、それらを参考文献として挙げなければならない。

第 23 条 答弁書

1. 仲裁被申立人は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁申立人及び各仲裁人に対し答弁書を送付しなければならない。仲裁被申立人は、第 4 条の仲裁申立書に対する回答書が下記第 2 項に規定する要件を備える場合には、当該仲裁申立書に対する回答書を答弁書として取り扱うことを選択することができる。
2. 答弁書は、申立書（前条第 2 項）の(b)から(e)に対して回答しなければならない。答弁書には、可能な限り、仲裁被申立人の依拠する全ての文書その他の証拠が添付され、又は、それらを参考文献として挙げなければならない。答弁書には、仲裁被申立人が抗弁、相殺又は反対請求を立証するために必要な、仲裁申立人から開示を受けようとしている書類のリストも含まれていなければならない。
3. 仲裁被申立人は、答弁書中に（又は状況により仲裁手続の遅延が妥当であると仲裁廷が判断する場合には仲裁手続の後段階で）反対請求又は相殺の抗弁（仲裁廷が仲裁権限を有する場合）をすることができる。
4. 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、反対請求、第 4 条第 2 項(f)の規定に基づく請求、相殺の抗弁に適用される。

第 24 条 申立又は答弁の修正

当事者は、仲裁手続の進行中において、申立又は答弁（反対請求又は相殺の抗弁を含む。）の修正又は追加をすることができる。ただし、仲裁廷が当該修正又は追加により進行に遅延が生じる、他方当事者に損害を与えるその他の理由で、当該修正又は追加を認めることが不適切であると考えた場合はこの限りではない。なお、申立又は答弁（反対請求又は相殺の抗弁を含む。）は、修正又は追加

された申立又は答弁が仲裁廷の仲裁権限の範囲外となるような形で修正又は追加することはできない。

第 25 条 仲裁廷の仲裁権限の有無に関する主張

1. 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は有効性に関する異議申立を含め、自己の仲裁権限の有無についての判断権を有する。このため、契約の一部を構成する仲裁条項は、当該契約の他の条項から独立した合意として取り扱われるものとする。仲裁廷が契約は無効であると決定した場合、仲裁条項も自動的に無効とするものではない。
2. 仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、遅くとも答弁書中で、又は反対請求若しくは相殺の抗弁に関しては反対請求若しくは相殺の抗弁に対する回答書でしなければならない。当事者は、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任に関与をした場合であっても、上記主張をすることができる。仲裁廷が自己の権限範囲を超えている旨の主張は、その主張の対象である事項が仲裁手続で提起された時点で直ちに行わなければならない。仲裁廷は、いずれの場合においても、上記より遅い段階での主張を、当該遅延が妥当であると認めるときはこれを許すことができる。
3. 仲裁廷は、前項の主張に対する判断を仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断において示すことができる。仲裁廷は、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、仲裁手続を続行し、仲裁判断をすることができる。

第 26 条 主張書面の追加

仲裁廷は、申立書及び答弁書に加え、当事者にいかなる主張書面を要求又は許可するかを決定しなければならない。また、当該主張書面の提出期限を定めなければならない。

第 27 条 期限

仲裁廷が定める主張書面（申立書及び答弁書を含む。）の提出期限は 30 日を超えてはならない。ただし、仲裁廷は、正当な理由があると認めるときは、上記期限を伸長することができる。

第 28 条 暫定措置

1. 仲裁廷は、当事者の申立てにより、暫定措置を命ずることができる。
2. 暫定措置は、紛争を終局的に決定する仲裁判断がされる前に、仲裁廷が当事者に対して命ずる一時的な措置であり、例として次掲げる。
 - (a) 紛争の決定までの間、現状を維持又は原状を回復すること

- (b) (i) 現在若しくは急迫の害を、又は(ii) 仲裁手続自体への影響を、防ぐための措置を講ずること、又は引き起こすおそれのある行為を差し止めること
 - (c) 後の仲裁判断の履行を確保することができる財産を保全する措置を講じること
 - (d) 紛争の解決に関連し、かつ、重要である可能性がある証拠を保全すること
3. 前項(a)から(c)までの暫定措置を求める当事者は、次に掲げる事項を仲裁廷に対して立証しなければならない。
 - (a) 暫定措置が発令されなければ、損害賠償を命じる仲裁判断により適切に回復することができない損害が生ずるおそれがあること。また、そのような損害は、暫定措置が発令された場合に措置を命じられた当事者に生ずるであろう損害を実質的に上回っていること
 - (b) 暫定措置を求める当事者側が申立の理非について勝訴する合理的な可能性があること。この可能性に関する決定は、その後の決定をする際に仲裁廷の裁量に影響を及ぼさない。
 4. 第2項(d)の暫定措置の申立に関連し、前項(a)及び(b)に定める要件は、仲裁廷が適切と認める範囲においてのみ適用される。
 5. 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で（例外的な状況で、かつ当事者に事前に通知した上で）、発令した暫定措置を変更し、一時停止し又は中止することができる。
 6. 仲裁廷は、暫定措置を求める当事者に対し、措置に関連して適切な担保を提供するよう求めることができる。
 7. 仲裁廷は、当事者に対し、暫定措置の申立て又は発令の根拠となった事情に重大な変化があった場合、速やかに開示するよう求めることができる。
 8. 暫定措置を求める当事者は、後に仲裁廷が当時の状況において当該措置は発令されるべきでなかったと決定した場合、当該措置により他の当事者に生じた費用及び損害賠償について責任を負うことがある。仲裁廷は、仲裁手続の進行中、いつでも、上記費用及び損害賠償を決定することができる。
 9. 当事者が司法当局に対して暫定措置を申し立てた場合、それは仲裁合意と両立しないとも、仲裁合意の放棄ともみなされない。

第29条 証拠

1. 各当事者は、自己の主張又は答弁の根拠とする事実を立証する責任を負う。
2. 事実又は専門知識について仲裁廷に証言するために当事者が呼ぶ証人（専門家証人を含む。）は、いかなる個人でも良しとし、たとえそれが仲裁の当事者でも、当事者と何らかの関係のある者でも良い。仲裁廷が別段の指示をした場合を除き、証人（専門家証人を含む。）の陳述は、当該証人が署名した文書により提出することができる。

3. 仲裁廷は、仲裁手続の進行中いつでも、仲裁廷が定める期間内に、書類、証拠物件その他の証拠を提出するよう当事者に対し求めることができる。
4. 仲裁廷は、提出された証拠の許容性、関連性、重要性及び優越性を決定しなければならない。

第30条 審問

1. 仲裁廷は、口頭審理を行うときは、当事者に対し、十分な期間をもって事前に当該口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。
2. 証人（専門家証人を含む。）は、仲裁廷が定めた条件により証言し、仲裁廷が定めた方法により尋問されることができる。
3. 口頭審理は、当事者間に別段の合意がない限り、非公開で行われるものとする。仲裁廷は、証人（専門家証人を含む。）が証言する間、他の証人（専門家証人を含む。）を退席させることができる。ただし、証人（専門家証人を含む。）が仲裁の当事者である場合は、原則として退席を求められない。
4. 仲裁廷は、証人（専門家証人を含む。）が口頭審理に出頭することを求めない通信手段（例えばビデオ会議）により尋問を実施するよう指示することができる。

第31条 懈怠

1. 本規則又は仲裁廷により定められた期間内に、十分な理由を示すことなく以下を行った場合は、各項目の通りとする。
 - (a) 仲裁申立人が申立書を送付しなかったときは、仲裁廷は、仲裁手続の終了決定を下す。ただし、決定する必要がある事項が残っており、これを決定することが適切であると仲裁廷が認めた場合は、この限りでない。
 - (b) 仲裁被申立人が仲裁申立書に対する回答書又は答弁書を送付しなかったときは、仲裁廷は、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行することを命じる。本号の規定は、反対請求又は相殺の抗弁に対する答弁書を仲裁申立人が提出しなかった場合にも適用される。
2. 本規則により適式に通知された当事者が十分な理由を示すことなく口頭審理に出頭しなかったときは、仲裁廷は、仲裁を進行することができる。
3. 仲裁廷により証拠書類、証拠物件その他の証拠を提出するよう適式に求められた当事者が十分な理由を示すことなく定められた期間内に提出しなかったときは、仲裁廷は、その時までに提出された証拠に基づいて仲裁判断をすることができる。

第32条 審問の終結

1. 仲裁廷は、当事者に対し、他に提出する証拠、証言する証人の存否を尋ねることができ、それらが存在しないときは、審問の終結を宣言することができる。
2. 仲裁廷は、例外的な事由により必要であると認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断がされる前であればいつでも、審問を再開することができる。

第 33 条 異議申立権の放棄

当事者は、本規則の規定又は仲裁合意の要件の非遵守がある場合に速やかに異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。ただし、当該当事者がその時の状況により異議を唱えなかったことには正当な理由があったことを証明できる場合はこの限りではない。

第 4 章 仲裁判断

第 34 条 決定

1. 仲裁人が 2 名以上いる場合には、仲裁廷による仲裁判断その他の決定は、仲裁人の過半数をもって決定する。
2. 仲裁手続における手続上の事項は、仲裁人の過半数がない場合又は仲裁廷が許容する場合には、首席仲裁人が単独で決することができる。ただし、必要に応じて仲裁廷が修正可能とする。

第 35 条 仲裁判断の形式及び効力

1. 仲裁廷は、個別の争点について、異なる時点で個別に仲裁判断をすることができる。
2. 仲裁判断はすべて書面でしなければならず、終局的であり、かつ、当事者に対する拘束力を有するものとする。当事者は、遅滞なく仲裁判断を履行しなければならない。
3. 仲裁判断書には、判断の理由を記載しなければならない。ただし、当事者間に理由を記載しないとの合意がある場合は、この限りでない。
4. 仲裁判断書には、仲裁人が署名しなければならず、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体であり、そのうちの 1 名が署名していないときは、仲裁判断書に署名がないことの原因を記載しなければならない。
5. 法的権利を保護若しくは追求するために、又は裁判所その他の管轄官庁における法的手続に関連して、全当事者の承認の上で、又はある当事者が法的な開示義務を負う場合にはその範囲において、仲裁判断を公表することができる。

6. 仲裁廷は、全仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを当事者に送付しなければならない。

第 36 条 準拠法、友誼的仲裁人

1. 仲裁廷は、紛争の内容に適用すると当事者が指定した法を適用する。当事者による指定がないときは、仲裁廷が適切であると判断する法を適用する。
2. 仲裁廷は、当事者の明示的な許可ある場合に限り、友誼的仲裁人として又は衡平と善により判断するものとする。
3. 仲裁廷はいかなる場合でも、契約がある場合にはその規定に従って判断し、取引に適用される業界の慣習があるときはこれを考慮しなければならない。

第 37 条 和解その他の終了事由

1. 仲裁廷は、仲裁判断を下す前に紛争について当事者間に和解が成立したときは、仲裁手続の終了を決定するか、又は、当事者が求め、かつ、仲裁廷が認めた場合には、当該和解における合意内容を仲裁判断の書式にて記録する。仲裁廷は、上記仲裁判断の理由を記載する必要はない。
2. 仲裁廷は、仲裁判断を下す前に前項に掲げる以外の理由により仲裁手続の継続が不必要又は不可能となる場合には、当事者に対し、仲裁手続の終了決定をする意向を知らせなければならない。仲裁廷は、決定する必要がある事項が残っており、これを決定することが適切であると仲裁廷が認めた場合を除き、仲裁手続の終了決定をすることができる。
3. 仲裁廷は、仲裁人の署名のある仲裁手続の終了決定又は和解合意内容についての仲裁判断の写しを当事者に送付しなければならない。和解合意内容についての仲裁判断が下された場合、第 35 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定が適用される。

第 38 条 仲裁判断の解釈

1. 当事者は、仲裁判断書の受領後 21 日以内に、他の当事者に通知した上で、仲裁廷に対し、仲裁判断の解釈を求める申立てをすることができる。
2. 仲裁判断の解釈は、申立ての受領後 30 日以内に書面で行わなければならない。仲裁判断の解釈内容は仲裁判断の一部を構成し、解釈内容には第 35 条第 2 項から第 6 項までの規定が適用される。

第 39 条 仲裁判断の訂正

1. 当事者は、仲裁判断書の受領後 21 日以内に、他の当事者に通知した上で、仲裁廷に対し、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りの訂正の申立てをすることができる。仲裁廷は、申立てが正当であると認める

ときは、申立ての受領後 21 日以内に訂正しなければならない。

2. 仲裁廷は、仲裁判断書の送付後 21 日以内に、職権で、上記の訂正を仲裁判断に行うことができる。
3. 仲裁判断の訂正は書面で行わなければならない、仲裁判断の一部を構成するものとする。第 35 条第 2 項から第 6 項までの規定が適用される。

第 40 条 上級委員会による実質的審査

1. 当事者は、仲裁判断書の受領後 21 日以内に、仲裁廷、IACT 事務局及び他の全当事者に対し、上級委員会による仲裁判断の審査申立書を提出することができる。審査申立書は、30 ページを超えない範囲で、ダブルスペースかつ Time New Roman サイズ 12 以上のフォントの形式でなければならない。審査申立書には、(i) 審査申立当事者が仲裁廷による訂正を求める法律上又は事実上の重大かつ不利益な誤りの主張に関する詳細な説明、及び(ii) 審査申立当事者が求める修正内容を具体的に特定して記載しなければならない。
2. 上級委員会による審査申立書が提出されたときは、選任機関は、仲裁判断に関与せず、仲裁事案の内容に精通した 5 名の中立であり、資格を有する者を事件ごとに選定して上級委員会を設置するものとする。正当な理由がある場合を除き、上級委員会には、米国、欧州、中国、日本、韓国の各地域をそれぞれ代表する仲裁人 1 名ずつが含まなければならない。
3. 上級委員会による審査申立に反対する当事者は、審査申立の提出後 14 日以内に、20 ページを超えない範囲で、審査申立が却下されるべき理由の説明書を提出することができる。
4. 上級委員会は、審査申立に反対する説明書の提出後 7 日以内に、当事者に対し、仲裁判断の審査をするか否かを通知しなければならない。
5. 当事者は、上級委員会による仲裁判断の審査の有無の決定後 4 日以内に、口頭審理の申立てをすることができる。この場合において、上級委員会は、速やかに、当事者に対し、口頭審理の日時、場所及び手続を通知しなければならない。
6. 上級委員会は、当事者の主張を十分に検討した後、仲裁判断の修正に関する勧告（あれば）について、上級委員会が適切とみなす方法により仲裁廷と協議するものとする。上級委員会は、書面による勧告を仲裁廷に対し提出ことができ、当事者は当該勧告書を精査できるものとする。
7. 上級委員会による仲裁判断の修正に関する勧告（あれば）を検討した後、仲裁廷は速やかに、当事者に対し、決定に対する変更及びその理由を通知し、修正後の仲裁判断を送付するものとする。

第 41 条 追加的仲裁判断

1. 当事者は、仲裁手続の終了決定又は仲裁判断書の受領後 21 日以内に、他の当事者に通知した上で、仲裁廷に対し、仲裁手続における請求のうち仲裁判断において判断が示されなかったものについての仲裁判断又は追加的仲裁判断を求める申立てをすることができる。
2. 仲裁廷は、申立てに正当な理由があると認めるときは、申立ての受領後 45 日以内に仲裁判断を下すか、仲裁判断を完了しなければならない。仲裁廷は、必要があるときは、上記期間を延長することができる。
3. 前項の仲裁判断又は追加的仲裁判断については、第 35 条第 2 項から第 6 項までの規定が適用される。

第 42 条 費用の定義

1. IACT 事務局は仲裁進行中は毎月末日後に請求明細書を各当事者に送付し、請求書は概ね受領後 30 日以内に支払わなければならない。なお、請求明細書には、仲裁費用の次の各項目の詳細が記載される。
 - (a) 仲裁廷の合理的な報酬。仲裁人ごとに別途記載される
 - (b) 仲裁人に生じた合理的な旅費その他の経費
 - (c) 各技術補助者（いれば）の合理的な報酬
 - (d) 各法務書記（いれば）の合理的な報酬
 - (e) 仲裁廷が適切と認める証人に生じた合理的な旅費その他の経費
 - (f) 選任機関及び上級委員会の合理的な報酬及び手数料IACT 事務局は、合理的に可能な限り効率的かつ安価に紛争を解決するという IACT の目標に従い、過剰又は不必要な支出を防止するために請求書を継続的に監視するものとする。
2. IACT 事務局は、請求書に記載されている費用が過剰かつ／又は不必要であると判断した場合、IACT 事務局が適切と判断する内容に請求書を修正するものとする。
3. 当事者が、請求書に記載された費用を IACT 事務局が指定した期日までに全部または一部支払わない場合、仲裁廷、選任機関、上級委員会、法務書記及び技術補助者（いれば）、並びに IACT 事務局は、仲裁に関わる作業を全部又は一部停止することができる。

第 43 条 仲裁人の報酬及び経費

1. 仲裁人の報酬及び経費は、事件の内容の複雑さ、その他事件に関する一切の事情を考慮して、合理的な金額でなければならない。
2. 選任機関が国際的な事件における仲裁人の報酬を決定するために料金表又は特定の方法を適用すると述べた場合、仲裁廷は、報酬を定める際に、事件に関する事情に照らして適切であると認める範囲で、上記料金表及び方法を考

慮しなければならない。

3. 仲裁廷は、その設置後速やかに、当事者に対し、その報酬及び経費（採用する予定の仲裁人の時間給を含む。）の決定方法に関する提案を知らせなければならない。当事者は、上記提案の受領後 14 日以内に、選任機関に対し提案の審査を求めることができる。選任機関は、審査請求を受けてから 21 日以内に、仲裁廷の提案が第 1 項の規定に矛盾していると認めるときは、提案に対する調整を必要に応じて行うことができ、当該調整は仲裁廷を拘束するものとする。
4.
 - (a) 当事者は、前条第 1 項(a)及び(b)に基づく仲裁廷の請求書を受領後 14 日以内に、請求内容の審査を IACT 事務局に求めることができる。IACT 事務局は選任機関と協議することができる。
 - (b) IACT 事務局は、仲裁廷の請求内容が第 3 項の仲裁廷の提案（及び提案に対する調整）に矛盾している又は他の理由により明らかに過大であると認めるときは、審査請求の受領後 14 日以内に、仲裁廷の請求内容が第 1 項の基準を満たすよう必要な調整をすることができる。当該調整は、仲裁廷を拘束するものとする。
 - (c) 前号の調整は、当事者に遅滞なく送付される改定請求書に反映されなければならない。
5. 仲裁廷は、第 3 項及び第 4 項の手続が進行中、第 19 条第 3 項の規定により仲裁手続を継続して行わなければならない。

第 44 条 費用の分担

1. 仲裁の費用は、原則として、当事者間で均等に負担される。ただし、仲裁廷は、事件に関する事情を考慮し、それ以外の分担が妥当であると判断するときは、その裁量で当事者間の仲裁費用分担の割合を決定できる。
2. 仲裁廷は、最終的な仲裁判断において、又は適切であると認めるときは他の決定において、費用の分担の決定の結果として一方の当事者が他方の当事者に対して償還する場合は、その金額を定めなければならない。

附則

契約におけるモデル仲裁条項

本契約、本契約の違反、解除若しくは無効に起因する又は関連する全ての紛争、争い又は請求は、 IACT 仲裁規則に従って仲裁により解決されるものとする。

注. 当事者は、次に掲げる事項を加えることを検討されたい。

- (a) 仲裁人の数は、… [1名又は3名] とする。
- (b) 仲裁地は、… [国名、都市名] とする。
- (c) 仲裁手続で使用される言語は、… とする。
- (d) 仲裁は、[ニューヨーク州などの法域]の法律に基づいて行われるものとする。

放棄に関する文言案

注. 当事者は、準拠法により利用することができる仲裁判断に対する不服申立の権利を排除することを望むときは、次に掲げる規定を加えることを検討されたい。ただし、当該排除の有効性及び適用条件は、準拠法により異なる。

放棄

当事者は、準拠法により有効に適用可能な限りにおいて、本条により、仲裁判断に対する不服申立を裁判所その他管轄官庁に求める権利を放棄する。

本規則第 11 条による独立性に関するモデル文言

開示対象の事情がない場合

私は、当事者の各々につき公平でありかつ独立しており、今後もそうあり続ける予定です。私の知る限り、過去又は現在において、私の公平性又は独立性に正当な疑いを生じさせるおそれのある事情はありません。本仲裁手続中に上記に該当する事情を後日認識した場合、速やかに当事者及び他の仲裁人に通知します。

開示対象の事情がある場合

私は、当事者の各々につき公平でありかつ独立しており、今後もそうあり続ける予定です。添付の陳述書は、 IACT 仲裁規則第 11 条に従い、(a)過去及び現在、職業上、取引上、その他の形での当事者との関係、及び(b)その他の関連する事情を記載したものです。[陳述書を挿入。] 私は、これらの事情が私の公平性にも独立性にも影響を及ぼさないことを確認します。本仲裁手続中に上記に該当する関係又は事情を上記以外に後日認識した場合、速やかに当事者及び他の仲裁人に通知します。

注. 当事者は、仲裁人に対し、独立性に関する陳述書に次の内容を加えるよう求めることも検討されたい。

現時点で私に与えられた情報に基づき、勤勉に、効率的に、かつ本規則が定める時間制限に従い、仲裁を実施するために必要な時間を確保できることを確認します。

費用

IACT 仲裁に適用される料金表は次のとおりである。料金表には、第 42 条所定の費用を含まない。

- ・ 事件申立料金：2,000 米ドル
- ・ 反対請求申立料金：2,000 米ドル

第 42 条所定の各費用の典型的な料金表は次の通りである。事件で実際に請求される金額は概ね下記金額である。

- ・ 各仲裁人、選任機関の各構成員、上級委員会の各構成員の時間給：約 1,000 米ドル
- ・ 各技術補助者の時間給：約 300 米ドル
- ・ 各法務書記の時間給：約 300 米ドル